

JIS

電気自動車用語(車両)

JIS D 0112 : 2000

(2006 確認)

平成 12 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

自動車専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	佐藤 武	慶應義塾大学名誉教授
(委員)	石丸 典生	社団法人日本自動車部品工業会
	大山 尚武	工業技術院機械技術研究所
	澤田 勉	社団法人自動車技術会
	荒井 正吾	運輸省自動車交通局
	梶山 貞治	工業技術院標準部
	射場 祥夫	財団法人日本自動車研究所
	瀬尾 宏介	国民生活センター
	山本 遼	早稲田大学
	日下部 明昭	社団法人日本自動車連盟
	森部 幸男	社団法人日本自動車整備振興連合会
	樋口 世喜夫	日産自動車株式会社
	古谷 國貴	株式会社本田技術研究所板木研究所
	森 守	トヨタ自動車株式会社
	大道 正道	通商産業省機械情報産業局
	小林 栄	日本自動車輸入組合
	下田 邦夫	社団法人全日本トラック協会
	佐々木 要助	株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
(事務局)	池川 澄夫	工業技術院標準部

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成12.7.20

官 報 公 示：平成12.7.21

原案作成協力者：財団法人 日本電動車両協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会自動車・航空部会（部長 澤田 勉）

審議専門委員会：自動車専門委員会（委員長 佐藤 武）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電気自動車用語（車両）

D 0112 : 2000

Glossary of terms relating to electric vehicles (Vehicles)

序文 この規格は、電気自動車の車両（電動機・制御装置、電池及び充電器に関するものを除く。）に関する用語及びその概念を統一することによって、電気自動車に関して正確な表現と理解を図ることを目的とする。

1. 適用範囲 この規格は、電気自動車の車両（ただし、電動機・制御装置、電池及び充電器に関するものを除く。）に関する用語（以下、用語という。）について規定する。ただし、JIS D 0101（自動車の種類に関する用語）に規定する産業車両用は除く。

2. 分類 用語は、次のように分類する。

a) 全般

- 1) 電気自動車
- 2) ハイブリッド（電気自動）車

b) 種類

- 1) 使用される場所
- 2) 電動機
- 3) 電源・駆動源
- 4) その他

c) 構造・部品

- 1) 駆動・走行装置
- 2) 車体・シャシ
- 3) 電装品
- 4) 計器・操作・計量・警報
- 5) 補機
- 6) 保守・点検・整備・部品

d) 特性・性能・仕様

- 1) 走行
- 2) 制動
- 3) 安全
- 4) その他

e) 試験方法

- 1) 走行
- 2) 制動
- 3) 安全
- 4) 公害